

千葉県、10月から

一般入札 全業種 5000万以上に

総合評価対象も同額拡大

ともに、入札監視委員会に談合情報を調査・検証する機能を付与すること
も検討する。

千葉県は13日、10月から実施する入札制度改革の全容を明らかにした。建設工事の一般競争入札の対象は、「2億円以上（建築は5億円以上）」から全業種で「5000万円以上」に拡大する。また、総合評価方式の対象も5000万円以上とし、さらなる品質確保を図る。

「20%」に引き上げる。不良不適格業者の排除に
関しては、入札参加資格者名簿の有効期限短縮や資格審査体制などに
いて検討を重ねていく。
入札事務の適正化に向
けて、入札事務の専門担
当組織の設置を含め、組
織のあり方を協議するこ

一般競争入札の対象は、段階的に拡大する方針だが、当面は5000万円以上とする。ここにラインを設けることで、県発注工事の50%以上が一般競争入札に移行することになるという。

県では、総合評価方式の運用を06年9月から開始。06年度は、案件ごとに適用の是非を判断し、16件で実施した。今回は、指名停止期間の最長を「12カ月」から「24カ月」に延ばすほか、談合象を拡大するに伴い、件数は50件程度に増える見

込みだ。今後、さらに拡大を検討していく。

ペナルティー強化策では、指名停止期間の最長を「12カ月」から「24カ月」に延ばすほか、談合象を拡大するに伴い、件数は50件程度に増える見